

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市内に所在する対象施設において、利用者の処遇向上及び職員の勤務条件の向上を目的として保育教諭等の加配を行う事業者に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、神戸市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）のうち、保育定員（子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する児童の受入れにかかる定員の合計をいう。）が91名以上の施設（以下「対象施設」という。）を運営する事業者とする。

2 前項に定める事業者には、国及び地方公共団体は含まないものとする。

(補助対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象となる経費は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日、こ成保38、5文科初第483号）」に規定する職員の配置基準を超えて配置される保育教諭等（保育士または保育教諭のことをいう。）1名の雇用にかかる経費とする。

2 前項により配置される保育教諭等が常勤職員（各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数を満たす者のことをいう。）でない場合、次の算式によって得られる数値（「常勤換算値」という。）が1を超える場合に常勤職員1名が配置されているとみなすことができるものとする。

$$\begin{aligned} \text{算式} & \text{ 前項により配置される常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \\ & \div \text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員1名の1か月の勤務時間数} \\ & = \text{常勤換算値} \end{aligned}$$

3 前2項により配置される保育教諭等が、他の補助事業の対象となる場合は、補助対象とはならないものとする。

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、別表に定める金額に、

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 5 年 6 月 7 日、こ成保 39、5 文科初第 591 号）」に基づき計算される各施設の処遇改善等加算 I の加算率（基礎分）のうち「令和 5 年度における私立保育所の運営に要する費用について（令和 5 年 6 月 21 日、こ成保 59 号）」に示される人件費相当分に 1 を加えた率を乗じて得た額を補助金として交付することができるものとする。

- 2 前項により算定された額に十円未満の端数が生じた場合は、十円未満は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ交付することを決定したときは交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 81 号）第 42 条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（調査報告）

第 7 条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

- 2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

（交付決定の取消し・返還）

第 8 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（施行の細則）

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 24 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	補助基準額（月額）
保育教諭等配置1名	300,210円

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金 交付申請書

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金 交付申請書

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

本補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所 :

法人または施設名 :

氏名 :

振込先口座 :

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

注)受任者の氏名と振込先の口座名義を一致させてください。

第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

**神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金
交付決定通知書**

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

神戸市長

**神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金
不交付決定通知書**

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（交付しない理由）